

門川町売買契約約款

(総則)

- 第 1 条 買主と、売主は、門川町財務規則及びこの約款に基づき、別添の内訳書、仕様書及び図面に従い、この契約を履行するものとする。
- 2 売主は、納入期限内に契約物件（以下「物件」という。）を納入しなければならない。ただし、買主から特に指示を受けたときは、契約書の納入期限内において当該物件を分納することができる。

(納入の通知)

- 第 2 条 売主は物件を納入したときは、直ちに、目的物引渡書によりその旨を買主に通知しなければならない。前条 2 項の規定により分納する場合も同様とする。

(検査)

- 第 3 条 買主は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に売主の立ち会いを求めて物件の検査を行うものとする。
- 2 売主は、売主が前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わない事による異議を申し立てることはできない。
- 3 第 1 項の検査に合格しないときは、売主は直ちに取り替え等を行い、納入期限又は買主の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び検査等については、前条及び前 2 項の規定を準用する。

(物件の引き渡し)

- 第 4 条 売主は、納入物件が買主が行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を買主に引き渡さなければならない。

(一般的損害)

- 第 5 条 物件の引き渡し前に、納入物件について生じた損害は、売主の負担とする。ただし、その損害の発生が買主の責に帰すべきときは、この限りでない。

(売主の請求による納入期限の延長)

- 第 6 条 売主は、天災地変その他売主の責に帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に買主に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、買主と売主とが協議してこれを定めるものとする。

(売主の履行遅滞の場合の違約金)

- 第 7 条 売主の責に帰すべき事由により、期限内に納入する事ができない場合において、期限後に納入の見込みのあるときは、買主は期限を定めてその履行を催促するとともに、違約金を徴収するものとする。
- 2 前項の違約金は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した額とする。ただし、買主が第 1 条第 2 項の規定により引き渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代価を差し引くものとする。

(契約代金の支払い等)

- 第 8 条 売主は、頭書の物件の全てについて第 4 条の規程による引き渡しがあった後、所定の手続きにより契約代金の支払いを請求するものとする。
- 2 買主は、前項の請求があったときはこれを審査し、適正と認めたときはその受領した日から 30 日以内にこれを支払わなければならない。ただしやむを得ない理由があるときはその期間を 45 日まで延長することができる。
- 3 売主は、買主の責に帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、買主に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）

第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（部分払い）

第9条 売主は、前条第1項の規定にかかわらず、その既納部分が全体の10分の3をこえた場合には、その既納部分に対する契約代金額につき、部分払いを請求することができる。

（契約保証金の還付等）

第10条 売主の納付した契約保証金は、この契約の履行完了後、買主から売主へ還付するものとする。

2 売主が契約上の義務を履行しないとき（第7条に定める履行遅滞の場合を除く。）は、契約保証金は買主に帰属するものとする。ただし、売主の契約上の義務の不履行により発生した買主の損害額が、契約保証金に対し過不足あるときは、買主はその過不足額を追徴し、又は還付する。

（契約の変更及び中止等）

第11条 買主は、必要があるときは契約の内容を変更し又は物件の納入を一時中止し若しくはこれを打ち切ることが出来る。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、買主と売主とが協議して書面によりこれを定める。

（契約の解除）

第12条 買主は、売主が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 納入期限内に物件の引き渡しを終わらないとき。
- (3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 前各号の外、売主がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 売主は、次の各号の一に該当する事由があるときは契約を解除することができる。

- (1) 契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少するとき。
- (2) 買主が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における既納部分の取扱については、買主と売主とが協議して定めるものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第13条 売主は、買主が特に承認した場合のほか、この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は、担保の目的に供してはならない。

（契約外の事項）

第14条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて買主と売主とが協議してこれを定めるものとする。

（特記事項）

この契約書に定める契約金額は消費税を含む総額である。